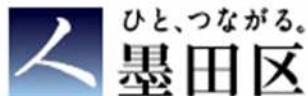


墨田区消費者ニュース

令和8年2月発行 第231号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



「クーリング・オフ」は、適用できる 契約取引が限られています



契約した後、特に理由を問わずに消費者から契約解除できる「クーリング・オフ」は、「あの時、あまり考えず契約してしまったけれど、やはり契約をやめたい」とき、消費者の味方となる心強い制度です。

しかし、「後でクーリング・オフできるから、とりあえず契約しよう。」と契約した後で、クーリング・オフ制度適用外の契約だったとわかる場合があります。

対象となる契約取引は限られます、可能なものは

法律で定めのあるもの（特定商取引法による訪問販売・電話勧誘販売など）クーリング・オフ制度のあるもの（個別クレジット契約など）事業者が約款で定めるものです。

通信販売はクーリング・オフの対象外です。解約の可・不可は、特約に基づきます。

特定商取引法の取引でも適用外の契約があります、例をあげると

- ・自動車販売、自動車リース、葬儀などのクーリング・オフ制度がなじまないもの
- ・化粧品や健康商品など消耗品購入で「使用・消費した場合で、消費した場合はクーリング・オフができなくなる旨」の書面を事業者から交付されていたとき
- ・3,000円未満の現金取引
- ・自動車、大型家電、家具、本、有価証券、CD・DVD・ゲームソフト類の訪問購入などがあります。

日にちが経ってしまう前に



クーリング・オフの可能期間は、8日間、20日間ほか
契約取引により異なります。

「クーリング・オフしたい。」と思ったら、すぐに
消費者センターに御相談ください。

参考：2025年度版「くらしの豆知識(独立行政法人国民生活センター)」
イラスト：いらすとや



消費者センター相談の窓口から

イラスト：消費者庁イラスト集より

転居時の電気・ガスの契約トラブルに気を付けて！

～不動産業者から新電力会社を紹介されても契約は慎重に～

【相談事例】

賃貸物件を内見したら、数日後に不動産業者から紹介された電気・ガス販売店から勧誘電話があった。大手電力会社ではなく、聞いたことがない販売会社だったので躊躇していると、「大手より安くなる。入居審査が通ってからの申込みだと入居までに間に合わない。審査が通らなければ解約金はかかるないので、今契約した方がよい」と勧められ契約したが、契約書は受け取っていない。

10日後に、入居審査が通らずキャンセルすると連絡したら、ガスは開栓作業前なので料金は発生せずに解約できるが、電気は既に開通しているので、解約料と電気料金を請求すると言われた。

内見した物件には入居しておらず、勧説時の説明と違うので支払いたくない。

【アドバイス】

転居の際、不動産業者や引越し業者から、電気やガスの会社を紹介される場合があります。電気と都市ガスはそれぞれ自由化されており、賃貸物件でも借主が自由に契約先を選ぶことができます。

「大手より安くなる」と言って勧説されても、生活スタイルや家族構成によっては割高になるケースもあり、解約時に高額な解約手数料を請求される場合もあります。電話勧説販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があるので、書面で契約内容をきちんと確認しましょう。契約書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。

事例は電話勧説販売に該当します。本事例では契約日から8日過ぎていましたが、業者が契約書面を交付していなかったため、クーリング・オフが可能となります。業者宛に契約解除通知書を発信し、請求された解約料と電気料を払わずに解約することができました。

すみだ消費者センター相談室

相談専用
ダイヤル 一 まずは電話でご相談ください 一
5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）

（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

